

平成21年度 山梨県森林審議会 第1回森林保全部会 会議録

(平成21年6月25日掲載)

1 日 時：平成21年6月12日（金） 午後2：05～午後3：05

2 場 所：大月市 北都留合同庁舎 3階会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）金子正司、大須賀久、嶋光雄、田中美津江

（事務局）前山林務長、宇野森林整備課長、森林計画担当（3人）、林地保全・採石担当、深沢治山林道課長、田邊課長補佐、保安林担当（2人）、杉村峡東林務環境事務所長、小林富士・東部林務環境事務所長、笹本次長、中田森林保全幹

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林務長あいさつ
- (3) 部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した事案の案件

- ・保安林の指定の解除について【公開】

7 議事

（司 会）

ただいまより、山梨県森林審議会第1回森林保全部会を開催します。

最初に本部会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上で成立するとされています。

森林保全部会の委員数は5名で、本日は4名の委員の方に出席をいただいていますので、部会は成立していることを報告します。

なお、森林保全部会の審議は公開となっており、後日その議事録が県庁のホームページより閲覧が可能となります。

議事に先立ちまして、林務長より挨拶を申し上げます。

（林務長）

・挨拶

（司 会）

次に本日出席の県職員を紹介します。（所属長以上紹介）

続きまして、森林保全部会長よりご挨拶をお願いします。

(部会長)

・挨拶

(司会)

ありがとうございました。

はじめに議長の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第8条第5項により、議長は部会長があたることとなっていますので、部会長をお願いします。

(議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事録署名委員2名の選出ですが、森林審議会運営規則第7条第2項により、議長が指名することになっていますので、指名した2名の委員をお願いします。

それでは議事に入ります。今回の案件となっている保安林の指定の解除について、事務局より説明をお願いします。

(森林整備課長)

・森林保全部会の位置づけ等について説明

(治山林道課長)

・議案の概要について説明

(治山林道課 課長補佐)

・議案の詳細について説明

(議長)

ありがとうございました。それでは各委員よりご意見ををお願いします。

(委員)

解除申請の申請者と事業者の関係を説明していただきたい。

(治山林道課 課長補佐)

保安林解除の申請をできる者は、森林法第27条に規定されている直接の利害を有する者です。

今回、保安林の所有者は大月市土地開発公社ですが、土地の使用承諾をとって鉄道建設運輸施設整備支援機構が事業を行います。工事は、JR東海が行いますが、機構から工事の委託を受けているため、機構が解除の申請者となります。両者の関係は鉄道機構が、JR総研とJR東海から事業の委託を受けています。

また、今回の施工区間はJR東海に事業を再委託している区間ですので、機構が申請者となります。

(議長)

解除申請者はどちらでもいいのですか。

(治山林道課 課長補佐)

そうです。平成2年以降のリニア実験線にかかる保安林解除申請は、統一して機構が申請者となることとしています。

(委員)

転用目的が「鉄道用地」となっていますが、一般に鉄道用地と言えば鉄道を敷設して半恒久的に使うことを想像します。今回は5年という転用期間がありますが、転用目的としては問題ないのでしょうか。

(治山林道課 課長補佐)

保安林解除の決まりの中で、鉄道と鉄道に関連する施設も含めて「鉄道用地」とすることになっています。

(委 員)

申請箇所の近くに特別養護老人ホームがありますが、どこが運営しているのですか。

(治山林道課長)

地元の民間企業です。

(委 員)

クリーンセンターは、どこが運営しているのですか。

(治山林道課長)

大月市と都留市が作っている大月・都留広域事務組合です。

(委 員)

すぐ近くにあるこれらの施設の運営者などは、色々影響を受けると思いますが、今回の申請箇所の土地所有者ではないが、承諾関係や説明などの状況はどうでしたか。

(治山林道課長)

基本的には、事業者であるJR東海と申請者の機構が地元説明を行うことになっています。また、大月市の土地開発公社から保安林を使用する権利をもらっており、大月市から同意する旨の意見書をもらっています。大月市が隣接地域、家屋、住民に説明を行っており、それに対して異議はないと理解しています。

(委 員)

資料からは確認できないが、大月市や申請者に住民説明の結果などは確認しましたか。

(治山林道課 課長補佐)

大月市及び事業者を確認しています。特に意見はなかったと聞いています。

(委 員)

行政側の説明責任がよく問題になるので、気を付けていただきたいと思い、質問しました。

(委 員)

施設計画図で、用地の北側の駐車場と南側のヤードが用水路で分かれています。が、橋でつなげるのですか。

(治山林道課 課長補佐)

真ん中の道はトレーラーなどが通りますので、車両の通れる幅で覆鋼板の橋を架ける計画です。橋を架けるのはこの一箇所だけです。

(委 員)

計画書には5年間の事業となっていますが、口頭説明では5年後以降も継続使用するということでした。せつかく8年生の人工林である場所を、5年間で終わる事業のために保安林解除するには、何かしら担保のようなものとか、長期的計画などが、一般の方への説明として必要ではないでしょうか。

(治山林道課 課長補佐)

企業の事業として、5年以降の計画を今出すことは困難な状況です。しかし、リニア実験線の建設は、保安林が存続する公益性と比較しても、公益性の高い事業です。

(委員)

午前中に現地を見せてもらいました。あそこを事業終了後に再び森林に戻すというのは難しいという気がしました。県で他の使い道を視野に入れて、検討していただきたいです。

保安林もリニア開発も公益性が高いというのでは、市民感情としてはどっちがどうなのか、ということになりかねないし、説明として納得しづらいと思います。特に、保安林を開発して5年でまた森林に戻すというのは、無駄なことをしているように見えます。

県には企業側に説明して、10～15年以上の契約のようなものを結ぶ努力をしてもらいたいと思います。そうすれば、5年のためだけでなく、将来に向かって解除する担保ができ、市民感情としては理解できるものと考えます。

(議長)

当該地は、以前に別の計画があり、保安林の解除をして宅地造成をしていたが、途中で計画が頓挫したため、保安林の部分に植栽をさせた経緯があります。

現在の南線の後には北線のガイドウェイ更新の計画もあり、今後の将来計画の見通しは不透明な状況ですが、当面、保安林を解除しないとこの土地を使えないのは間違いないところであります。

(委員)

代替保安林を指定するという話はあるのですか。

(治山林道課 課長補佐)

代替保安林を相模川流域で水源かん養機能の代替として、約15ha指定することにしていきます。

(議長)

それは確定ですか。

(治山林道課 課長補佐)

現在、申請中です。流域としては今回の解除保安林と同じ流域となります。

(議長)

今回の3倍以上の面積を代替保安林として指定することは、流域としては保安林機能が維持されていると考えてよいということですね。

午前中の説明ではその話はなかったですね。

(治山林道課 課長補佐)

代替保安林が必要なのは、水源かん養保安林を5ha以上解除する場合であり、今回の解除保安林では、その条件に該当せず必須ではなかったため説明しませんでした。

(委員)

私が主張していることは少し違います。言っておられることは分かりますが、以前に一度、保安林解除をした時も「住宅事業は良い事業だから」と言って解除

しましたが、事業が途中で中止になったと説明がありました。せっかくお金をかけて造林した山をまた保安林解除するのですから、「もっと使えるもののために解除する」という方が分かりやすいと思います。

この件につきましては分かりました。

(治山林道課 課長補佐)

実験線の位置付けもあり、今の段階で、平成25年以降の計画を計画書などに書くことは難しいのですが、5年後以降も継続して事業を行う可能性は十分あると考えています。

(委員)

施設計画図で、造成森林は用地を切り取った残土を処理する箇所ですが、下流に持っていくのですよね。

(治山林道課 課長補佐)

上流の切り土を下流に持っていきます。

(委員)

現在の造成林を見ても岩砕が多く成長が良くない。上流の土を持って行って、そこに造林してもまた成長が悪いと思われます。

植栽樹種は何を予定していますか。また、管理はどこがしていくのですか。最後まで面倒を見るのはどこなのでしょう。

(議長)

法面工も一緒に説明をお願いします。

(治山林道課 課長補佐)

指摘のとおり土壌条件が悪いことから、まず植栽をする樹種はカエデやケヤキなどの広葉樹を予定し、苗木も根鉢付きの4m程度の大苗を植えて早期に緑化を図る。また、植栽時には土壌改良材も使用します。

管理については、事業期間中はJR東海が行い、その後は未定ですが、仮にJR東海が撤退した場合は、土地所有者である大月市土地開発公社が行います。

(委員)

ここは条件的には厳しく、下流に影響を及ぼしかねないため、造林した会社だけではなく、県の保安林担当者も気にかけてもらって、状況を見ていただきたい。

(治山林道課長)

県として監視し、責任を持って指導して参りたい。

(委員)

現地を見た感じでは、植栽木よりも天然木の方が優勢であると感じました。ケヤキを植えるということでしたが、あまり適していないと思いましたが、どうでしょうか。

(委員)

私もケヤキはどうかと思います。無理に大苗を植えずに、アカマツや広葉樹など選択枝を広げて天然更新も検討したらどうでしょうか。

(委員)

大苗を植えるということでしたが、風で倒れたりするし、小苗木の方が良いのではないのでしょうか。

(治山林道課 課長補佐)

今までの事例を考慮したところ、大苗の方が活着が良く、客土による土壌改良を行い、支柱で固定してやれば大丈夫だと考えています。

(委 員)

ポットで養成して、ポットごと植えるとそのうち土に返るといようなものも検討してはいかがでしょうか。大苗を植えて、数年後に午前中に見たような、あまり植栽木が残っていないような状況になっては困ります。

(委 員)

以前、郡内地域の治山事業で似たような植栽をした事例があると思います。今、どうなっているのか分からないが、状況を聞いてみるのも良いのではないですか。

(治山林道課長)

造成森林として成林するよう、指導していきたいと思います。

(議 長)

代替保安林については、しっかりやってもらいたいと思います。

他に質問、意見はありませんか。よろしいでしょうか。事務局から追加説明はありますか。

(治山林道課 課長補佐)

ありません。

(議 長)

それでは、本件については適正であるということで、了としてよろしいですか。また、意見については検討して、改善できるところは改善して下さい。

(各委員)

異議なし。

(議 長)

それではこれで了とさせていただきます。

色々と質問、意見が出ましたので、事務局にはしっかり確認をしながら対応をしてもらいたいと思います。

審議会への報告については、事務局に原案の作成をお願いします。

本日はありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の森林保全部会を終了させていただきます。

以上